

閱覽用

令和2年8月20日

## 第8回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第8回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年8月20日(木) 午後2時01分から午後3時30分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 <del>野地 さよ子</del>	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(15名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 <del>武藤 健之</del>
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 <del>安齋 浩一</del>	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 <del>遠藤 伝栄</del>	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

#### 4 欠席委員

農業委員(1名)

2番 野地 さよ子 委員

農地利用最適化推進委員(3名)

22番 武藤 健之 委員、26番 安齋 浩一 委員、29番 遠藤 伝栄 委員

#### 5 遅参委員

農地利用最適化推進委員(1名)

21番 佐久間 敏 委員

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第55号 現況確認証明申請について

第4 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第59号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第8 議案第60号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

第9 議案第61号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に

対する意見について

第10 議案第62号 二本松農業振興地域整備計画の変更について

第11 議案第63号 農業経営基盤強化の促進に関する二本松市基本的な  
構想の変更に伴う意見について

#### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦一弘 農地係長 野地 通 農地係 遊佐真理

農地係 長谷川拓也

#### 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和2年第8回二本松市農業委員会を開  
会します。

（宣告 午後2時01分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、18名、推進委員19名中、15名で定足  
数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、2番野地さよ子委員、22番武藤健之委員、26番安齋浩一委員、29番遠藤  
伝栄委員から欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

なお、21番佐久間敏委員より遅参の旨報告がありましたので、ご報告いた  
します。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則  
第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ

くことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長　それでは、15番佐藤孝志委員、16番三浦喜周委員の両名を指名いたします。

議長(奥平貢市)会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長(奥平貢市)会長　それでは、日程第3、議案第55号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案説明の前に、皆様に配布いたしました「議案正誤表」をご覧くださいと思います。

議案書12ページ、議案第58号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1、番号2に誤りがありましたので訂正させていただきます。

番号1、番号2ともに譲渡人・貸付人と譲受人・借受人の表記内容が逆となっ

ておりました。大変申し訳ございませんでした。

事務局 それでは、議案書3ページをご覧ください。

議案第55号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積・10,374㎡、非農地の事由・平成29年秋に梨栽培をやめ、その後耕作しない状態が続き荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・XXXXXXXXXXほか1筆、登記地目・畑、現況地目・原野、面積・3,578㎡、非農地の事由・35年ほど前から耕作していない状態が続いており荒廃化したものであります。

番号3、農地の所在・XXXXXXXXXXほか1筆、登記地目・畑、現況地目・原野、面積・1,579㎡、非農地の事由・35年ほど前から耕作していない状態が続いており荒廃化したものであります。

議案書4ページをご覧ください。

番号4、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積・1,289㎡、非農地の事由・35年ほど前から耕作していない状態が続いており荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（馬場利正）委員 10番馬場です。議案55号1について調査報告をいたします。

調査内容については事務局説明の通りであります。7月31日に野地係長、遊佐さん、伊藤推進委員、根本委員と私で現地調査をいたしました。調査の結果、一部断面が低いという所があり、また周辺は山に囲まれており他の農地の影響もないものと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

17番（佐藤信喜智）委員 17番佐藤です。議案第55号の2、3、4について調査結果を報告します。

7月31日、遠藤伝栄推進委員と安齋喜八委員、あと私と、事務局から野地さんと遊佐さんの5人で現地を確認してまいりました。原野ということでしょうがないんじゃないかという判断でございます。皆様のご審議よろしく願います。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第55号1から4について、原案のとおり決定することに賛成の委員は  
挙手をお願いいたします。

（全員挙手、）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第55号1から4について  
は原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第4、

議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といた  
します。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書5ページをご覧ください。

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年8月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1から番号3につきましては、いずれも譲受人の経営規模拡大のため、  
譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであ  
ります。

議案書6ページをご覧ください。

番号4と番号6につきましては、自作地をそれぞれ交換により所有権移転す  
るものであります。



次に、番号5につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

議案書7ページから8ページにかけてご覧願います。

番号7から番号8につきましては、いずれも譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に、番号9につきましては、貸付人は経営移譲年金受給のため、借受人は農業経営継承のため、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

次に、番号10につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に、番号11につきましては、被設定人が営農型発電を行うあたり、地上高1.8mから3.5mに区分地上権設定をするものであります。なお、区分地上権設定には、民法の規定により農地法第3条の許可が必要となります。

次に、番号12につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

38番（伊藤金志）委員 38番伊藤です。議案第56号番号1について調

査報告いたします。

申請内容については事務局説明の通りです。18日午後、譲受人の[ ]さんと馬場委員と私の3人で現場の聞き取り確認を行いました。また、譲渡人の[ ]さんは馬場委員が直接本人にお会いして確認をして、間違いのないということでございました。何ら問題なく許可適当と判断いたしましたので、皆様方のご審議の程よろしく申し上げます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第56号番号2から8について調査内容を報告いたします。

まず番号2、8月15日に譲渡人の[ ]さんと譲受人の[ ]さんから内容を聞き取り、土曜日に推進委員・安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。

続きまして、番号3について調査内容をご報告いたします。8月16日に譲渡人の[ ]さんと譲受人の[ ]さんから内容を聞き取り、16日に推進委員・安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、道路で分断される農地を集約するための移転ですので、特に問題なく許可適当と考えます。

続きまして、番号4について調査内容を報告いたします。8月15日に譲渡人の[ ]さんと譲受人の[ ]さんから内容を聞き取り、推進委員・安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査

の結果、農地を集やくするため、番号6との相互交換ですので、特に問題がなく許可相当と考えます。

続きまして、番号5について調査内容をご報告いたします。8月15日、譲渡人■■■■さんと譲受人の■■■■さんから内容を聞き取り、16日に推進委員・安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、何ら問題がなく許可相当と考えます。

続きまして、番号6について調査内容をご報告いたします。8月15日に譲渡人・■■■■さん、譲受人・■■■■さんから内容を聞き取り、16日に推進委員・安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、番号4との相互交換ですので、特に問題もなく許可相当と考えます。

続きまして、番号7について調査内容をご報告いたします。8月15日に譲渡人・■■■■さんと譲受人・■■■■さんから内容を聞き取り、16日に推進委員・安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、■■■■さんが今まで作付けしていた水田ですので、特に問題がなく許可相当と考えます。

続きまして、番号8について調査内容を報告いたします。8月15日に譲渡人の■■■■と■■■■、譲受人の■■■■から内容を聞き取り、16日に安齋浩一推進委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、今まで■■■■が作付けしていたところなので、特に問題なく許

可相当と思います。以上番号2から8までご審議よろしく申し上げます。

35番（遊佐一夫）委員 議案第56号の9番の説明をいたします。

8月17日、10時から農業委員の安齋栄さんと[ ]宅で状況説明を受けました。親子関係での貸し借りなんで、事務局説明通りで何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

8番（安齋喜八）委員 それでは、議案第56号10番について現地調査の内容を報告いたします。

去る8月13日、[ ]の[ ]と譲渡人の[ ]と現地で立ち会って確認してきました。現在、登記簿上は田んぼなんですけど、耕作はしていない状況でございますが、農地として[ ]で活用したいということで特に問題ございませんので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

25番（菅野正寿）委員 議案第56号11、12について、8月17日、午後1時半より武藤一夫委員とともに現地確認をしたので報告いたします。

11番、設定人の[ ]さん並びに被設定人の[ ]  
[ ]の担当の[ ]さん、ともに電話で確認をさせていただきました。前回は柱の部分の農地転用の許可をしている、既にソーラーが3月から稼働しておりまして、下にエゴマ栽培をして順調に成長しているということで、区分地上権の設定という、私も初めて分かりまして、適正にソーラーの下のエゴマも管理されているということで問題ないと判断いたしました。

次に12番、[ ]の譲渡人の[ ]さん、譲受人[ ]さん。[ ]

■さんは関東方面に仕事に行っているということで電話で確認をし、間違いありませんと言われました。■さんと現地について確認したところ問題ないということで適正であると判断いたしました。よろしく申し上げます。

(午後2時22分 21番佐久間敏委員 入室)

議長(奥平貢市)会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第56号1から12について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第56号1から12については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第5、議案第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第57号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和2年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請となります。昭和48年頃から利用していた倉庫が違反転  
用状態であることが判明したため申請します。汚水公共下水道に接続し排水し  
ます。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にあ  
りますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請となります。昭和52年から使用していた共同住宅への進  
入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はあり  
ません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域に  
ありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号3、住宅の建替えにあたり、既存の進入路が建築基準法を満たしていな  
いことが判明したため申請地に新たな進入路を計画します。汚水の発生はあり  
ません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域に  
ありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号4、議案第58号2と同一事業となります。持分二分の一ずつの農地で  
所有者の一方が転用を行うため、4条と5条それぞれの申請が必要となるもの  
です。住環境の良い申請地に共同住宅を計画します。汚水は公共下水道に接続  
し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居  
地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本　太）委員　5番松本です。議案57号番号1について調査内容の報告をいたします。

8月17日、午後3時より現地にて、申請人の[ ]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。この件につきましては顛末書も出ており、許可やむなしと判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案57号番号2と3について関連しますので、まとめて調査内容をご報告いたします。8月17日、午後3時30分より現地にて申請人の[ ]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。この件も顛末書が出ており、許可やむなしと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案57号番号4について調査内容をご報告いたします。8月17日午後2時より現地にて、申請人の[ ]さんの奥様である[ ]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。[ ]さんは仕事の関係でどうしても来られないということで[ ]さんになりました。内容は事務局説明の通りです。調査結果、問題ないため許可適当と考えるので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第57号1から4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第57号1から4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第58号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、借受人は現在親所有の住宅に住んでいますが、今後の生活設計を考



え申請地に自己住宅の建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、議案第57号4と同一事業となります。住環境の良い申請地に共同住宅を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号3、工場の増設に伴い、申請地に駐車場及び資材置場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書13ページから14ページにかけてご覧願います。

番号4、既存園舎の老朽化に伴い、申請地に園舎の移転を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は水道、下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、また概ね500m以内に2つ以上の公共施設があるため、第3種農地と判断されるものであります。

番号5、去年の台風災害により住宅が被災し、建替えが必要となったため申請地に計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号6、事業の受注増に伴い資材置場が不足しているため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張の用に供するために行われるものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号7、議案第58号8と同一事業となります。日照条件の良い申請地に太陽光発電事業を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号8、議案第58号7と同一事業となります。一時転用となります。太陽光パネルの設置に伴い進入路の確保が必要となるため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号9、日照条件の良い申請地に太陽光発電事業を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書16ページをご覧ください。

番号10、一時転用許可を得て通路として使用している申請地について、採石法の期間延長申請に伴い恒久転用が必要となったため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の

農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号11、原子力発電に依存しない代替エネルギーの推進及び非常時の電源確保のため、申請地に太陽光発電事業を計画します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号12、借受人は実家に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号13、一時転用となります。住宅建築に伴い、配水管の埋設が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号14、事業拡大に伴い堆肥舎が不足するため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 5番松本です。議案58号番号1について調査内容を報告いたします。

議案57号番号1に関連しまして8月17日、午後3時より現地にて貸付人の■■■■さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。借受人の■■■■さんは電話にて、内容に間違いないと確認をとりまして、2人は親子関係ということでした。内容は事務局説明の通りです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えるので皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案58号番号2について調査内容をご報告いたします。議案57号番号4と関連しまして、8月19日、午後2時より現地にて貸付人の■■■■さん立会いのもと遊佐幸吉推進委員と私で現地調査を行いました。借受人の■■■■さんからは電話にて内容に間違いないとのこと確認をとりました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

10番（馬場利正）委員 議案58号3について調査内容を報告いたします。

18日、伊藤金志委員とともに現地調査をいたしました。調査内容については、事務局の内容の通りです。譲渡人・■■■■さん、譲受人・■■■■さん・■■■■さんとは電話連絡をして内容を確認して、調査内容に間違いがないか確認したところ、間違いないとのことでありましたので許可相当と思います。ご

審議の程よろしくお願いたします。

13番(安齋 栄)委員 13番安齋です。議案第58号番号4について調査内容をご報告いたします。

19日、午前9時、譲受人の[ ] 理事長の[ ]氏、あと[ ]行政書士事務所の[ ]土地家屋調査士から聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明通りです。用水・排水・水質等に問題なく、また汚水対策もすることから許可適当と判断いたします。なお、この案件は、

5,000㎡を超えていますので、安達地区全員と事務局と調査いたしました。

また、17日、午前11時30分より譲渡人の[ ]氏、あと[ ]氏より現地にて聞き取りを遊佐一夫委員とともに受けました。[ ]氏は都合悪く電話での確認となりました。申請には間違いはないということでございます。

農地がなくなることは残念でございますが、許可適当と判断いたしましたので、皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

15番(佐藤孝志)委員 議案第58号番号5、6についての調査結果のご報告をいたします。

まず、58号5番、8月16日に譲渡人の[ ]さんに電話にて内容を確認しましたところ、間違いはない。あとは都合を聞いたところ、本人が長距離トラックの運転者なものですから、母方の叔父で[ ]の[ ]さんをお願いするということでしたので、[ ]さんに聞きましたところ、分かりましたということで、あとは、譲受人の[ ]さんにつきまして、8月16日に電

話にて確認しましたところ、間違いないということで確認をいたしました。また現地確認につきましては、8月17日の午前11時から私と大内信一推進委員、[ ]さん、3名により現地にて確認をいたしました。何ら問題なく許可相当であると判断いたしました。

次に、番号6、譲渡人の[ ]さんには8月16日に自宅に伺いまして、書類を確認していただきましたが間違いないということで、譲受人の方の[ ]の[ ]さんにつきましては、会社が休みだったので8月17日の朝にお伺いしましたところ、本日も大丈夫だということなので、8月17日の午前10時30分から私と大内信一推進委員、譲渡人の[ ]さん、譲受人の[ ]さんの4人で現地を確認いたしました。聞き取り調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断いたしましたのでご報告をいたします。以上でございます。

24番（堀川英二）委員 24番堀川です。議案第58号番号7と8について調査内容をご報告いたします。

8月16日に農業委員の野地太郎さんと私が、貸付人の[ ]さんと[ ]に連絡を取りまして、当日の午後に現地にて説明・計画内容を確認いたしました。また、借受人の株式会社[ ]の[ ]さん、当日、日曜なので8月17日に電話にて[ ]さんの方に確認したら、間違いございませんとのことを確認いたしました。先ほどの事務局説明通りで、問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第58号の9番について、調査結果をご報告申し上げます。

8月15日に遠藤伝栄推進委員と現地にて、[ ]さんに確認をしてまいりました。[ ]さんは電話で確認をさせていただきました。内容に間違いがないとのことでございます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

8番（安齋喜八）委員 議案第58号の10番について調査の内容を報告いたします。

現地は、2年前に一時転用をして通路として利用して、奥で土砂の採取をしているのですが、今回、採取期間が延びるということで一時転用ではなくて、恒久転用するという事で申請があがっておりまして、8月18日、譲渡人の[ ]さん、[ ]さんはちょっと電話で確認して間違いないとのことだったんですが来れないということだったので、現地にて[ ]の[ ]くん、それから行政書士の担当の[ ]さんに現地を確認してもらいました。通路として使用していただきまして特に問題ございません。土砂を取り終わった後は道路を市のほうに寄付するということでありました。特に問題ございません。ご審議よろしくお願いたします。

12番（中山博之）委員 議案第58号11番について調査内容を説明いたします。

17日午後から私と推進員の渡邊さん、貸付人の[ ]さんと借受人の[ ]さん、集まっていたきまして現地を確認しました。内容につきましては事務局

の説明の通りです。私、何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。以上です。

18番（菅野保治）委員 18番菅野です。議案第58号番号12、13に  
ついて調査内容を報告します。

盆の15日、佐藤推進委員、また貸付人の■■■■さん、借受人の■■■さ  
んと現地において話を伺いました。内容については事務局説明通りであり、許  
可適当と判断いたしましたので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。

番号13、これも貸付人の■■■■さん、借受人の■■■■さんとともに現地  
において話を伺い、事務局説明通りであり許可適当と判断いたしました。皆様  
方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

11番（武藤栄利）委員 11番武藤です。議案第58号番号14についま  
して調査内容をご報告申し上げます。

8月17日、石川推進委員と私と現地にて、貸付人の■■■■さんの夫の  
■■■さん、借受人であります■■■■の代表取締役の■■■■さんに  
話を伺いました。只今、事務局説明した通りでありまして何ら問題なく許可適  
当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し  
ます。

質問、意見ございませんか。



(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第58号1から14について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第58号1から14については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第7、議案第59号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

議案第59号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、8月31日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書26ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区14筆31,521㎡、

安達地区4筆5, 055㎡、東和地区16筆36, 635㎡、合計34筆73, 211㎡の計画内容でございます。

なお、新規設定は議案書21ページの番号8番、議案書22ページの番号9番、番号10番、番号13番の計4件となります。番号13番については、農地中間管理機構への利用権設定となります。設定を受ける者は、国から農地中間管理機構として県内で唯一承認を受けている公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 佐藤清丸となります。その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から13の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第59号1から13について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第59号1から13につい

ては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第60号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 所有権移転」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書24ページをご覧ください。

議案第60号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、8月31日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書26ページをご覧ください。

今回の所有権移転内容につきましては、安達地区2筆5, 440㎡の計画内容でございます。

議案書24ページをご覧ください。

番号1、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

所有権移転の番号1の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第60号について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第60号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第61号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書27ページをご覧願います。

議案第61号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和2年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第59号で決定をいただきました農地中間管理機構である福島県農業振興公社と番号1が [REDACTED] 代表取締役 [REDACTED] の間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第61号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第61号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第62号「二本松農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 28 ページをご覧ください。

議案第 62 号二本松農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）第 13 条の規定により策定した、二本松農業振興地域整備計画（昭和 45 年 12 月 2 日福島県指令農政第 458 号）の変更について、二本松市長から意見を求められたので同意するものとする。

令和 2 年 8 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の見直しは、6 月に締め切った随時見直しとして実施するものであります。変更内容としては除外について 4, 519.97㎡となっております。なお、除外については宅地等とするものが 16 筆 4, 519.97㎡となります。それでは、農用地除外について、ご説明申し上げます。

議案書 31 ページをご覧ください。

番号 1 については、XXXXXXXXXX、畑、1, 175㎡に事務所・倉庫・駐車場を整備するものであります。第 1 種農地ではありますが、集落接続事業に該当するものと見込まれるため許可可能と見込まれます。

議案書 31 ページから 32 ページにかけてをご覧ください。

番号 2 については、XXXXXXXXXXほか 7 筆、田・畑・原野、1, 048.97㎡に調整池・水路を整備するものであります。田・畑については第 1 種農地ではありますが、主として 1 種農地以外事業に該当すると見込まれるため許可可能と見込まれます。

番号3については、[REDACTED]ほか2筆、公衆用道路・用悪水路、  
1, 056㎡について農振農用地から除外するものであります。申請地は農地  
以外の土地であるため、農用地からの除外が必要となったものです。

番号4については、[REDACTED]、畑、17㎡に一般住宅を建築する  
ものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますの  
で、第2種農地と見込まれるため許可可能と見込まれます。

番号5については、[REDACTED]、畑、628㎡に住宅および物  
置を整備するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に  
該当しますので、第2種農地と見込まれるため許可可能と見込まれます。

番号6については、[REDACTED]、畑、110㎡に進入路を整備す  
るものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当します  
ので、第2種農地と見込まれるため許可可能と見込まれます。

議案書34ページをご覧ください。

番号7については、[REDACTED]、田、485㎡に一般住宅を建築する  
ものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますの  
で、第2種農地と見込まれるため許可可能と見込まれます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 14番菅野です。議案第62号番号1について調

査内容を報告します。

8月17日午後1時30分より、推進委員・大石忠雄さんとともに貸付人・  
■■■■さん及び借受人・■■■■さんから説明及び現地調査を行いました。  
内容は事務局説明の通りであります。■■■さんと■■■さんは親子関係で、自宅  
前の農地に震災がおきるまでは、キノコ用のハウスを建てていましたが震災に  
より壊れてしまい空き地になっていた所に、平成29年頃から違反利用をし始  
めたということであります。親子関係でもあり農振除外は遅れてしまって申し  
訳ないということがありました。また、隣接農地への影響はないものと思われ、  
また顛末書も出ており、皆様方の温情ある審議の程よろしく願いいたします。

10番（馬場利正）委員 農振除外について2番、3番について調査内容を  
報告します。

2番については、以前、非農地調査をした土地もありますので、議案を見て  
18日から今日まで内容確認をいたしました。■■■■さん、あと■■■■  
さんに確認し、■■■■さんも内容に間違いはないということでございます。事  
業計画者の■■■さんとも話をして、内容と合致しているということであります。  
また、調査内容については事務局説明の通りであります。

それから3番について、用悪水路についてですが、これは国土交通省でござ  
いますので、調査する必要がございません。そういうことで、皆様のご審議よ  
ろしくお願いしたいと思います。

13番（安齋 栄）委員 二本松農業振興地域整備計画の変更の番号4につ



いて調査内容をご報告いたします。

17日、午前に遊佐一夫推進委員とともに、土地所有者の■■■■氏に聞き取り及び確認をしました。内容は事務局説明の通りです。事業計画者の■■■■氏とは親子関係です。特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく願います。

17番（佐藤信喜智）委員 番号5についての調査結果をご報告いたします。

8月16日、遠藤伝栄推進委員と■■■■さん、■■■■さんと現地にて説明を受けてまいりました。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願います。

28番（石川重彦）委員 二本松農業振興地域整備計画の変更（除外）について番号6の調査内容をご報告いたします。

8月17日、午後1時15分から武藤栄利農業委員と私と■■■■さんに聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。何ら問題ないと思います。隣接農地の影響もないと思われしますので、許可適当であるというふうに思いました。皆様のご審議よろしく願います。

9番（武藤一夫）委員 9番武藤です。二本松農業振興地域整備計画の変更（除外）の番号7番について調査の結果を申し上げます。

去る8月17日、最適化推進委員の菅野正寿さんと午後2時、現地にて土地所有者・■■■■さんに説明を受けました。事業計画者の■■■■さんについては当日都合がつかず、電話での確認となりました。除外理由について、今年の台風に

よる水害で住宅が全壊し建て替えが必要となったため申請する計画でございます。内容は事務局説明の通り、問題ありませんでした。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第62号1から7について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第62号1から7については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第63号「農業経営基盤強化の促進に関する二本松市基本的な構想の変更に伴う意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書35ページをご覧ください。

議案第63号農業経営基盤強化の促進に関する二本松市基本的な構想の変更に伴う意見について。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条及び第7条の規定により、二本松市長から意見を求められたので、同意するものとする。

令和2年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書36ページをご覧ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更素案（概要）及び別冊で新旧対照表を事前にお配りしておりますが、計画の概要につきましては、所管課であります農業振興課より変更内容の概要を説明いただきます。

**農業振興課（農政係長）** 農業振興課農政係長の佐藤でございます。今ほど事務局から説明ありました通り、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる基本構想でございます。こちらにつきましては、変更の必要が生じたことから、皆様の方にご意見を伺うものです。詳細につきましては担当の方から説明いたさせます。

**農業振興課（担当）** 農業振興課の佐藤でございます。私の方からご説明をさせていただきます。

まず、変更の趣旨でございますが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる市の基本構想でございます。こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に基づき、農業を本市の基幹産業として振興していくために、農業が職業として魅力あるものとなるように、農業経営基盤の強化を図るために作成しているものでございます。この内容につきましては、認定農業者等の認定基準を明らかにするもの、それから農用地の利用集積など

の措置について定めているものでございます。

この基本構想は、都道府県が作成する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に基づいて作成しておりまして、こちらは5年ごとに変更を行うこととされております。今回、県の基本方針が令和2年4月に変更されたことに伴い、関連する事項より本市の現状を踏まえた全般的な事項について見直しを行うものでございます。

続きまして、主な変更内容でございます。まず、1つ目としまして、共通の事項でございますが、県基本方針の変更内容等によって文言の修正追加を行うということございまして、具体的にはICT等の先端技術の導入の推進、それから6次化やGAPの推進、人・農地プランの実質化の内容について見直しを行っております。

続きまして、農業経営基盤強化の促進に関する基本方法でございますが、こちらにつきましては、認定農業者の認定を受けるための5年後の所得目標の基準ですとか、年間総労働時間について定めているものでございます。なお、こちらの年間総農業所得につきましては、他産業の所得などを勘案しており、これらの中には年金ですとか退職金も含まれた所得として、計算算出されておるものでございます。

まず、年間総労働時間につきましては、こちらは現行どおり1,900時間程度ということで同様でございます。1日8時間として算出した場合、237.5日の計算になります。

続きまして、年間農業所得につきましては、こちらは以前のほうは、430万円から460万円への見直しを行っていることに伴いまして、市の基本構想も460万円以上ということに見直しをさせていただきたく考えてございます。今、申しあげました460万円につきましては、主たる従事者1人当たりで、それから1個別経営体当たりにつきましては、560万円から590万円に見直したいというふうに考えてございます。先ほど申しあげましたように、農業の所得の平均というよりも他産業の平均所得を参考にこちらの農業所得の目標の設定をさせていただいております。

続きまして、37ページの部分でございますが、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標ということですが、こちらは、いわゆる認定新規就農者についての記載でございます。こちらにつきましては、労働時間につきましては同じく1,900時間、それから農業所得につきましては、先ほど申しあげました認定農業者の目標金額の60%に設定をさせていただいております。農業従事者1人当たりにつきましては、先ほどの460万円の60%ということで276万円。それから1個別経営体当たりになりますと590万円の60%ということで354万円ということになります。

それから中山間地域につきましては、上限等の問題がありまして、そちらは55%に設定をさせていただいております。主たる従事者1人当たり253万円、1個別経営体当たり324万円が中山間地域の農業所得の目標金額ということになります。

簡単な説明にさせていただきましたが、詳しい内容につきましては、お配りいたしました別冊の新旧対照表に詳しく記載されておりますので、そちらをご参照の上、ご審議いただければと思います。説明は以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 事務局及び農業振興課の説明が終わりました。

これより、只今の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

10番（馬場利正）委員 10番馬場です。新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標ということで、民間労働者あるいは民間の農業所得ということで出ているのはいいんですが、実際にやらせてみると、年間農業所得の目標は276万円ですが、実際は農業生産額が250・60万円くらいしかあがらないということで、なかなか資金をいただこうと思っても、こんな低いのでは話になんないんだよっていつもお叱りを受けるんです。これが現実なんですよ。そこで、これだけ改正をしていただければ、1人当たりの所得が276万円というのは、決して高いものではないと思いますよ。そのくらいないと、実際、暮らしていけませんから。でも現実には、年間総所得があがらないところで、年間これだけの所得を目標にされてしまうと、まずその段階で、諦めてしまうんですよね。この辺を少し市のほうで緩和していただけると、親元就農してくれる人たちの励みにもなると思うんですが、ぜひその辺は考えていただきたいと思います。以上です。

農業振興課（担当） 只今のご質問に対しましての回答でございますが、新

規認定就農者で青年等就農計画というものがございませう。そちらを認定する際には、こちらの目標所得は1つの目標とはなっておりませうが、こちらの目標額を超えていないと認定しないわけではございませう。本人の営農の計画ですとか、本人のやる気ですとか、そういうものも全部含めて総合的に認定をさせていただきます。なるべく新規の方を支援するというのでございませう。この基本構想の目標額は、あくまで目標でございませうして、それに対して、目標達成すべく就農計画とかそういうものに反映させていただきたいというふうに考えてございませう。以上です。

9番(武藤一夫)委員 説明ありがとうございました。労働時間とか1人当たりの所得、これぐらいないとできないということは、当然分かってはいるところなんです、そのための施策を見てみたんですが、進めるための資金援助とか、そのための援助というのが曖昧なところで全て表現されているんですね。「進める」とか、まあ、「進める」が一番多いんですが、「推進」とか、そういったところで、もう少し具体的にどういった施策が盛り込まれているのか、これがあればICTもロボットも取り入れられるなというふうなイメージが湧くところがないんですね。機械化すれば確かに省力化がされて、体にも楽かなとは思いますが、それと同時に支出が莫大に増えてくる。そして面積ももの凄く広がらないとできないということですから、それを平行して進めるということとは、かなり難しい。そのために、こういうふうな施策、資金援助がございませうすよということがもう少し明確にうたわれていれば、この目標額が机上の空論

にはならないのではないかというふうに感じているところです。

**農業振興課（担当）**      ありがとうございました。ご意見として承らせていただきます。なるべく施策につきましては、具体的な施策を基本構想に盛り込むというよりは、他の施策などに盛り込んでいきたいと考えておりますので、今いただいたご意見を参考に、他の具体的な計画の方を進めさせていただきたいと考えております。

**9番（武藤一夫委員）**      それでは、それが提出されるということによろしいでしょうか。施策の実現に向けた具体的な市の行動について、これから提言される。基本構想に向けた具体的施策、それがこれから出てくると理解してよろしいですか。

**事務局長**      私の方から答弁させていただきます。

あくまでも基本構想でありまして、県の基本方針を受けて、その内容を受けて、市町村は基本構想を定めなければならない。そのために、ここでは重要な骨格だけを固めさせていただく。それから実際の実施については、武藤委員から質問があったような内容については、市の予算編成の中で、例えば認定農業者育成事業はその基本構想に基づいて事業を実施する。それから農業者の研修に対する補助、それから新規就農者に対する家賃補助、指導者の指導料に対する補助、現実にも今、新しい事、いろんな事を取り入れながら実施しております。今後も全体計画の中で、それから市の総合計画の中で、毎年ローリングをしながら農業の振興についても議論をして施策を打ち出す。その打ち出した施策に



ついて、予算編成の中で予算要求をしながら予算を付けていく。そのような形で毎年、それぞれの年度ごとにいろいろな事を考えていきたいというのが市の基本的な考え方です。以上です。

15番（佐藤孝志）委員　簡単に申し上げますが、400万円ぐらいの所得といわれたら、何をどうやると、どのぐらいの金が残るのかという事を、簡単にやっぱり出しておかないと、そこから逆算していかないと、なかなかこんな文章を読んでも理解できないと思うんですよ。ですから、その辺の伸び率等を単純にやはり分かりやすく出していただいて、そこから進めていくという例を出していただければありがたいなと思います。以上です。

農業振興課（担当）　ありがとうございます。提言として承らせていただきます。

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第63号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第63号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第8回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時30分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和2年8月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署名委員 佐藤 孝志

署名委員 三浦 喜周